

令和3年度 第2回 清瀬市環境審議会 議事録

令和4年2月18日(金)
午前10時～12時20分
清瀬市児童センター 1階
ころぼっくるホール

会 長 開会の宣言

事務局 資料確認

市民環境部長挨拶

事務局

会 長 それでは2議題の(1)地球温暖化対策実行計画(事務事業編)におけるソフト的取り組みの実施状況調査結果(令和2年度)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1をご覧ください。本調査は、清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に示されているソフト的取り組みに対する実施状況について、市の全部署を対象にアンケート調査を行い計画の進捗を確認したものです。

調査項目は、【職員の取り組み】として、燃料等エネルギー資源の節約に関する項目が45項目、自動車の適正な利用の推進に関する項目が13項目、廃棄物の減量・リサイクルの推進に関する項目が11項目、環境に配慮した物品の購入や利用の促進に関する項目が6項目、職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進に関する項目が4項目の計79項目。【施設管理者の取り組み】として、燃料等エネルギー資源の節約に関する項目が24項目、職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進に関する項目が

3項目の計27項目としています。

アンケート調査の集計方法は、各調査項目ごとに「必ず実施している」「かなり実施している」「時々実施している」「たまに実施している」「ほとんど実施していない」「質問に該当しない」の6つの回答欄を設け、そのうち「質問に該当しない」を除く5段階で評価を行い、「必ず実施している」の回答数に対しては1、「かなり実施している」の回答数に対しては0.8、「時々実施している」の回答数に対しては0.6、「たまに実施している」の回答数に対しては0.4、「ほとんど実施していない」の回答数に対しては0.2を掛けたものを合計し、5段階全ての回答数で割った値を実施率としてパーセンテージで表しています。

調査の結果については、【職員の取り組み】全体では73.5%、そのうちの分類項目「燃料等エネルギー資源の節約」では76.4%、「自動車の適正な利用の推進」は78.4%、「廃棄物の減量・リサイクルの推進」は76.1%、「環境に配慮した物品の購入や利用の促進」は62.7%、「職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進」が34.9%となっております。

また、【施設管理者の取り組み】全体では、58.6%、そのうち「燃料等エネルギー資源の節約」では60.7%、「職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進」は42.9%という結果となっております。

今回の調査では、【職員の取り組み】については、全体の実施率が73.5%と比較的高い結果が出ているものの、大分類「職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進」では実施率34.9%とかなり低い結果となっております。

【施設管理者の取り組み】については、全体で58.6%と比較的低く、こちらも【職員の取り組み】と同じく「職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進」については42.9%と低い結果となっております。

細かな取組項目それぞれについての実施率を見ると、職員個人の努力により実施できる項目については実施率が高く、省エネを意識した習慣が身につけている事が窺えますが、「職場での取り組みの公表」など職場全体で取り組む必要がある項目や、「デマンド監視装置の設置」などの新たな機器などが必要な取り組みについては、実施率が極端に低い項目もあり改善が必要な状況です。

これらの結果を踏まえ、今後の方策については、特に職員への啓発と併せて、各職場での取り組みを進める為の方策を実施し、職場全体で取り組み実施に向けた活動を行えるようにすることが必要であると考えます。説明は以上です。

会 長 ただ今の説明について、何かご質問等ございますか。

委 員 事務の中で書類作成のために紙を多く使うと思うが、廃棄する時の分別などがきちんとされているのか、また書類を綴じる際は、できるだけ金属の針を使用しないホチキスを使うなどしたらどうか。

委 員 書類を捨てる時やシュレッダーにかける時にホチキスの針を外す手間もあるので、その方が良い。

委 員 職員個人の努力により実施できる項目は実施率が高く、職場全体で取り組む必要がある項目では実施率が低いため、各職場での取り組みを進めるための方策が必要とのことだが、何か考え得る方策はあるのか。

事務局 今回策定する、清瀬市地球温暖化対策実行計画の案の中でも、計画の推進体制を作ることとしていて、併せて各課での取り組み状況を職員に向けて情報発信することで各職場での意識高揚を図ることとしています。

委員 施設管理者の取り組みの中のデマンド装置の設置についてですが、この装置はどのくらい設置されているのか。

事務局 デマンド装置は、一時に一定の大きさの電力を使うと警告が表示されるなどで、電力のピークカットを促す装置ですが、施設の電気系統への設置が必要なため、設置が進んでいない状況です。また、電力の使用量を抑える方策としては、職員による節電の努力などソフト的な取り組みにより、一層の削減を図っていきます。

委員 施設管理者の取り組みの中で、「質問に該当しない」と答えている数が多いように思う、取り組み内容を見直す必要があるのではないかと。

事務局 施設によっては、例えば給湯施設が無いなど、取り組み内容に該当しない施設もある。なるべく多くの職場で実施できる取り組みを挙げていく必要はあると考えています。

委員 施設管理者の意識を高めていくためには、職場全体での意識を高めていく必要があると思うが、何か方策はあるのか。

事務局 今後、年度ごとに行われる調査の結果を各職場へ示し、改善を図るよう促していきます。

委員 新庁舎の中で、職員による紙資源の分別などの状況を市民が見て分かるようにすると、市民への啓発にもなるのではないかと思います。

会長 他にご意見などありませんでしょうか。

(意見なし)

会長 それでは、続きまして議題の(2)「第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(案)について」です。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 資料2 第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(案)をご覧ください。

この実行計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定される「地方公共団体実行計画」として策定するもので、平成29年に策定した「清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」が令和3年度末をもって計画期間終了を迎えるにあたり、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間として第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画を策定するものです。それでは、各章の説明をいたします。

計画の1ページから2ページ、第1章「計画策定の背景」では、地球温暖化により引き起こされる「気候変動」の影響として、将来予測され

る様々なリスクについて説明をしたうえで、温暖化に対する「国際的な動向」として平成27年に開催されたCOP21にて採択された「パリ協定」についてと、それを受けた「国内の動向」として国の「地球温暖化対策計画」の策定と、令和2年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」について触れております。

次に、3ページから8ページまでの第2章「清瀬市事務事業におけるこれまでの地球温暖化対策の取り組み」では、令和2年度までに実施された温暖化対策として、公共施設への太陽光システムの設置状況や、低公害車の導入状況、公共施設のLED化の状況、電気事業者の選択実績を示したうえで、前計画期間中の排出量の目標値と実績値の推移を示し、各年度の評価を掲載しております。

次に、9ページから13ページまでの第3章「実行計画の基本的事項」では、第1節「実行計画の位置づけ」として「地球温暖化対策の推進に関する法律」と「第二次清瀬市環境基本計画」から見たこの計画の位置づけと、第2節「計画策定の目的」では、「地球温暖化対策の推進に関する法律の遵守」、「市の事務事業における温暖化対策の推進」、「普及啓発を目的とした行政の率先行動」の3つの目的を挙げています。そして第3節「計画の期間」では計画の基準年度を前計画と同じく平成27年度、計画の期間を令和4年度から清瀬市環境基本計画の終了年度である令和7年度までとしています。第4節「実行計画の対象年度」では、対象とする事務事業を市が行う事務事業全般とし、対象のガス種を「二酸化炭素」「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン」の4種類としています。第5節の「温室効果ガス排出量算定の基本的な考え方」では、排出量の算定方法と、調査するエネルギー等の種類と単

位、温暖化ガスの種類ごとの排出係数を示しています。

次に、14 ページから 15 ページの第 4 章「温室効果ガス排出量削減目標」では、この計画での削減目標と、目標設定の考え方を説明しています。

目標設定の考え方としては、国が掲げる「2050 年カーボンニュートラル」を踏まえ、市の事務事業においても 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする事を目標として、2030 年では 42.9%、2,306 t-CO₂eq 以下とし、本計画の対象年度である令和 4 年度から令和 7 年度までの削減目標を「基準年度に対して、令和 7 年度までに温室効果ガス排出量を 28.6%削減し、2,882 t-CO₂eq 以下にする」としています。

次に、16 ページから 22 ページの第 5 章「温室効果ガス排出量削減への取り組み」では、削減目標の達成に向けて実施する対策を、「ソフト的取り組み」として「職員の取り組み」と「施設管理者の取り組み」を具体的な対策内容で示し、「ハード的取り組み」として「省エネルギー機器への更新」「低公害車の導入促進」「太陽光発電システムの設置」を挙げています。また、「その他の温室効果ガス削減に資する取り組み」として、「電気事業者や電力供給メニューの選択」「グリーン購入の促進」「フロン法における簡易定期点検の実施の徹底」「クールチョイスの促進」「カーボンオフセットの推進」を挙げています。

次に、23 ページから 25 ページの第 6 章「実行計画の推進」では、第 5 章で述べた取り組みの推進について、職員の自主的な行動によるものだけでなく、組織的な推進に繋げるために、「清瀬市地球温暖化対策推進本部」を組織し、市長以下、全職員により計画の推進体制を作ること示しています。

また、実行計画の管理・運用については、PDCAサイクルを活用した進行管理を行い、年度ごとに温室効果ガスの排出状況の確認と分析、取り組み内容の見直しの検討、市民への進捗状況の公表、職員への情報発信を行っていきます。

最後に、資料編として実行計画の対象施設の一覧と温暖化対策への取り組み状況調査の結果について掲載しています。説明は以上です。

会 長 (2) 「第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）について」に関して委員の皆様から何かございますか。

委 員 太陽光パネルの設置について、今後は市内の企業などと協力して大規模なものを設置していく必要があるのではないかと。

事務局 現在市が策定している温暖化対策実行計画は、事務事業編として市の事務事業を対象に計画されていますが、今後は、市の地域全体を対象とした区域施策編の策定についても検討が必要であると考えていますので、地域全体での太陽光パネルの設置などについてはそこで考えたいと思います。

委 員 新庁舎の自転車置き場の屋根など、太陽光パネルを設置できそうな所があるように思うが、そういった場所への設置を考えてもらいたい。

事務局 パネルの設置か所については、建物の改修や新築などの際にその都度検討しているところです。設置場所の強度などの条件もありますが、環

境担当として、施設管理の担当へ設置に向けた働きかけは重要だと考えております。

委員 目標の達成をするにはエネルギーの使用量自体を減らす必要があると思うが、例えば職場で必要のない場所の照明を消すといった事だけでも、なかなか徹底して出来ないもので、普段やらない所ではスイッチの場所すら分からない事もある。人の行動に頼る他に節電機能のある設備の活用もやはり必要ではないか。

事務局 人感センサーや光センサーなどの設置は中々進んでいませんが、例えば、昼休みの間の消灯などは職員の取り組みとして定着して来ている状況です。

委員 今ある施設では通常の冷暖房設備を使っているようだが、蓄熱した空気を循環させる空調設備など、他にも色々な技術が進んでいると思うので、そういったものを使う計画は出ていないのだろうか。

事務局 おっしゃる通り様々な技術による設備が登場して来ていますが、今のところの計画では設置する予定は出て来ておりません。今後の活用については注視して参ります。

委員 施設のLED化は進んでいるのか。

事務局 各施設のLED化については現在も進めているところです。

会 長 他にご意見などありませんでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは、続きまして議題の(3)「第二次清瀬市環境基本計画実行計画(令和4年度～令和7年度)(案)について」です。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 資料3「第二次清瀬市環境基本計画実行計画(令和4年度～令和7年度)(案)」をご覧ください。

表紙をめくって頂いて目次の次のページ第1章「実行計画の基本的事項」として「計画の位置づけ」と「計画の期間」、「計画の進行管理」について述べています。

計画の位置づけとして、この実行計画は平成28年に策定された「第二次清瀬市環境基本計画」において掲げている「環境像」の実現を目標に具体的な方策を示し、目標実現を推進するための計画として策定しています。

計画の期間については、清瀬市環境基本計画の計画期間が平成28年度から令和7年度までであることから、今回策定する実行計画の期間を令和4年度から令和7年度までの4年間としています。また、計画の進行管理についてはPDCAサイクルを活用しながら事業の継続的な改善を図っていくこととしています。

次に、2ページ第2章「実行計画」の1「施策体系」では環境基本計画で「環境の目標」として掲げている「低炭素で環境にやさしいまちを实

現する」「持続可能な循環型のまちを実現する」「人とみどりが共に育つまちを実現する」「安全・安心で快適なまちを実現する」「環境に配慮した人と人との輪を実現する」の5つの目標ごとに、17の「基本的施策」を設けており各項目の内容を示しています。

そして、3ページ以降の「施策の展開」において、「基本的施策」に対する具体的な取り組みの内容と計画期間の各年度における目標、担当課を示しています。

では、「基本的施策」ごとの取り組み内容について説明いたします。

基本的施策（1）「地球温暖化・エネルギー対策」の取り組みとして、番号1「省エネルギーに関する情報提供」、番号2「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進」、番号3「低公害車の導入」を挙げています。

次に、4ページ、基本的施策（2）「スマートシティ（低炭素なまちづくり）の推進」に対する取り組みとして、番号4「省エネルギー機器の導入支援」。

5ページ、基本的施策（3）「廃棄物の発生抑制と減量化」に対する取り組みとして、番号5「ごみ減量、資源化率に関する情報提供」、番号6「1人1日当たりの家庭ごみの排出量の削減」。

6ページ、基本的施策（4）「リサイクルの推進」に対する取り組みとして、番号7「広報活動の充実」、番号8「資源ごみ収集業者、資源化事業者との連携」、番号9「資源化率の向上」。

基本的施策（5）「廃棄物適正処理対策」に対する取り組みとして、番号10「産業廃棄物の適正処理・不法投棄の防止」を挙げています。

7ページから9ページで、基本的施策（6）「自然環境の保全・活用」

に対する取り組みとして、番号 11「市内河川の水質調査」、番号 12「活動団体の支援」、番号 13「管理用通路の維持管理」、番号 14「親水スポットの維持管理」、番号 15「水辺の親水整備」、番号 16「緑化義務の周知」、番号 17「保全・管理計画の方針・計画の実施」、番号 18「生け垣設置の推進」、番号 19「特別緑地保全地区等の指定及び公有地化」、番号 20「市民を対象とした市内農園に親しんでもらう事業の実施」、を挙げています。

10 ページ、基本的施策 (7) 「生物多様性の保全」に対する取り組みとして、番号 21「公園等における生き物の生息可能な環境の保全」、番号 22「清瀬市みどりの基本計画の推進」、11 ページから 13 ページ、基本的施策 (8) 「土地の効果的利用」に対する取り組みとして、番号 23「地域特性を活かしたまちづくりの方向性」、番号 24「新鮮で安全・安心な野菜販売の促進」、番号 25「地産地消の促進」、番号 26「市有林や公園などの「公共施設のみどりの管理方針」に基づく計画的な剪定の実施」、番号 27「地域の特性を活かした公園整備」、番号 28「柳瀬川回廊事業の推進」、番号 29「公園の計画的な再整備」を挙げています。

14 ページから 15 ページ、基本的施策 (9) 「公害防止対策」に対する取り組みとして、番号 30「市民の生活環境に対する意識の向上」、番号 31「大気、騒音、振動等の定期調査」、番号 32「法令や条例等に基づいた規制・指導」、番号 33「市民、事業者に移動手段の転換を推進」、

基本的施策 (10) 「化学物質による汚染防止対策」に対する取り組みとして、番号 34「化学物質の適正管理を図る」、16 ページ、基本的施策 (11) 「雨水等の対策」に対する取り組みとして、番号 35「柳瀬川右岸第 8-1 排水区浸水対策事業」、基本的施策 (12) 「美しいまちの創造」

に対する取り組みとして、番号 36「公共施設建設事業による取り組み」、番号 37「地域の美化活動の推進」、番号 38「放置自転車の解消」、17 ページ、基本的施策 (13)「道路・交通対策」に対する取り組みとして、番号 39「工事に伴う公害防止の推進」、番号 40「自転車が安全に移動しやすい環境整備」、番号 41「コミュニティバス「きよバス」の運行体制等を検討する」、番号 42「歩道のバリアフリー化」、18 ページ、基本的施策 (14)「防災環境の整備」に対する取り組みとして、番号 43「自主防災組織の拡充」、番号 44「市民参加型訓練の実施」、番号 45「防災拠点の防災性の向上」を挙げています。

19 ページから 20 ページ、基本的施策 (15)「環境教育・環境学習の推進」に対する取り組みとして、番号 46「3R 講座の開催」、番号 47「外部人材団体、施設等の活用」、番号 48「小中学校における環境教育活動」、番号 49「環境学習の推進」、基本的施策 (16)「環境情報の発信・共有」に対する取り組みとして、番号 50「空間放射線量などの定期測定」、基本的施策 (17)「パートナーシップの構築」に対する取り組みとして、番号 51「きよせの環境・川まつりの開催」、番号 52「環境調査の概要」、番号 53「環境審議会の開催」を挙げています。

以上が各取り組みの内容になりますが、計画の中では計画期間中の各年度における目標と担当課名が示されています。説明は以上です。

会 長 (3)「第二次清瀬市環境基本計画実行計画(令和4年度～令和7年度)
(案)について」に関して委員の皆様から何かございますか。

委 員 家庭ごみが戸別収集になってから、カラス対策をしていない家庭のご

み袋をカラスが雑木林や畑に持ち込んでいるのを見かける。また、各家庭を回るために車を使用している時間も長くなり、環境への影響もあると思う。

事務局 戸別収集にした事により、ごみ出しのルールについての指導を個別で出来るようになり、出し方の徹底も進んでいるところです。また、収集時間の短縮に向けた取り組みも行っておりますが、いまそういったお声もある事を受け止めているところです。

委員 レジ袋が有料化になってから、コンビニなどで買った食べ物の残りかすを袋にも入れず畑へ捨ててあるのを見かける。

委員 コロナ禍になってから畑へのビン・罐の投げ捨てが減ったように思う。

委員 18 ページの災害用食糧の備蓄について、毎年5分の1ずつ入れ替えをしているとのことですが、入れ替え後の古い方の食糧はどうしているのか。

事務局 防災訓練の際に市民へ配布をするなどしている。

委員 例えば、市内の学校へ配布するのも良いと思う。

委員 11 ページに「地産地消の推進」について、形が悪いなどで流通に乗ら

ない野菜を必要としている人たちへ寄付するのはどうか。

委員 運搬する手間など、難しいところもある。

委員 農家の方の労働量については、かなり過酷だと聞いている、そのうえで実現するとなると難しいのではないか。

委員 50番の「空間放射線量などの定期測定」について、2011年の震災直後からは状況が変わって来ているので、新たな計画では見直しをしてはどうかと前回の会議の際に提案したが、今後も引き続き計測していくということか。

事務局 今後は市の職員による計測以外の方法も考えています。

委員 市内で他に計測している個所があるのであれば市の職員が行う必要はないと思う。

委員 他に公表されているデータを使えば良いのではないか。

事務局 今後、市で検討をしていきます。

会 長 他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

会 長 では、議題 (2) の「第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）」及び、議題 (3) の「第二次清瀬市環境基本計画実行計画（令和4年度～令和7年度）（案）」について、この審議会での承認を伺います。

ご承認頂けますでしょうか

各委員 （意義なしの声）

会 長 では、この両計画について本審議会にて承認を致します。

それでは、議題の (4) その他について、事務局から何かございますか。

事務局 今回の審議会でご意見を頂きました、第二次清瀬市地球温暖化対策実行計画（案）及び、第二次清瀬市環境基本計画実行計画（案）については、内容の再確認を致しまして、3月末ごろに正式に両計画を策定することといたします。

策定した計画については、委員の皆様にお届けする予定ですので、ご確認の程よろしく願いいたします。

今年度の環境審議会は今回で終了となります。

また、現行の委員の方々の任期も令和4年3月31日を持ちまして満了となります。これまで、市の環境に関する問題や課題など様々な議

題についてご審議いただき貴重なご意見を賜りましたことを深く感謝申し上げます。新年度からにつきましては、各団体代表の事業者、関係行政機関職員の方々に加え、新たに市民公募委員を公簿して委員の構成を図り、新たな課題に向けてご審議をお願いして戴きたいと考えております。

なお、市民公募については3月1日号の市報やホームページにてお知らせを致しますので、ご確認の程よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 それでは、閉会いたします。ありがとうございました。